

序

鹿児島県総合教育センター
所長 獅子目博文

当教育センターでは、平成8年度から10年度までの3年間、学習障害（LD）児等に対する指導に関する基礎的・基本的事項、及び指導内容・指導方法等について、「学習障害（LD）児等の指導に関する研究」をテーマにプロジェクト研究に取り組み、その成果を研究紀要第91号で報告いたしました。

その後、平成11年7月に文部科学省の調査研究協力者会議から出された「学習障害児に対する指導について（報告）」の中で、学習障害に関する最終的な定義及び判断・実態把握基準（試案）が示されました。それに伴い、プロジェクト研究当時の学習障害の定義等の変更及び対応の見直しが必要になりました。

また、平成14年の10月には、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から、「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」が出されました。そこでは、障害のある児童生徒等に対する教育の一層の充実を図るという観点から、小・中学校における特別な教育的支援を要する児童生徒への教育的対応についての方向性が示されています。そして、その中で通常の学級に多く在籍すると考えられる注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の定義（試案）なども示されています。

一方、当教育センターの特殊教育研修室で行っている障害のある子どもの教育相談でも、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の障害があると思われる子どもの相談が増えてまいりました。その中で、子どもの行動が「わがまま」ととらえられたり、「しつけが悪い」と保護者が責められたり、担任が「自分の指導力不足」として悩んでいたりするケースが多く見られました。

本研究は、以上述べたように、特別支援教育についての国の動向や本県の学校現場のニーズを踏まえて取り組んだものです。当教育センターでは、前回の研究の成果を踏まえるとともに、今回新たに、県内の学校における特別支援教育に関する現状把握のための調査を実施いたしました。その調査結果を踏まえて、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の障害の正しい理解の方法、校内支援体制の整え方、指導に当たっての配慮事項等、学校現場で必要とされることがらを探りながら研究を進めてまいりました。

本研究が、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導の充実に寄与することを期待いたします。

平成15年3月